

■平成26年度 第2回新潟市社会福祉審議会

日時： 平成26年8月27日（水）午前9：30～

会場： 市役所本館5階 全員協議会室

（司会）

定刻になりましたので、ただ今より平成26年度、第2回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます福祉総務課課長補佐の遠藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、初めに会議の公開及び議事録の取り扱いについて、あらかじめご説明申し上げます。まず、会議の公開ですが、本市の指針により会議は原則として公開することといたしております。この審議会につきましても傍聴可能となっておりますので、会議の内容につきましても市の指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため録音をさせていただきます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、佐藤福祉部長よりご挨拶申し上げます。

（佐藤福祉部長）

皆さん、おはようございます。新潟市福祉部長の佐藤でございます。今年度2回目の社会福祉審議会でございますけども、この間、3年に1度の改選がございましたので、またあらためてご挨拶させていただきます。

まずは、今回の改選に当たりまして快く委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございました。それから、今回、公募による委員という方が4名いらっしゃいますが、積極的に手を挙げていただき、誠にありがとうございました。よろしくお願いいたしますと思います。

さて、新潟市は、ご存じのとおり、大合併から10年、政令指定都市に移行して8年という大変大事な時期になってきております。新潟市の市政運営の指針であります総合計画、これが今年度で終わるということで、来年度からの総合計画を今、総合計画審議会といったところで審議をしているところでございます。当然、福祉の関係の政策もここに包含されるわけでございますけども、各地域の福祉の推進といったことで、各分野の福祉の連携も含めまして総合的に福祉を推進していこうということで、この社会福祉審議会の役割が期待されておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

新潟市における、福祉の分野の大きな最近の仕事ということでは、第1回目のときにも申し

上げましたけども、高齢者を中心に、住み慣れた地域でずっと安心して暮らせていくことができるまちづくりということで、国のほうでも進めておりますけども、医療、介護、予防、住まい、それから生活支援、こういったものを一体的に提供していこうという、地域包括ケアシステムをつくっていかなければならないということで、我々も取り組んでおります。

なんととってもやはり、市民一人一人の方が安心して暮らしていけるということが大事なことだと思っております。そういった意味で、皆さまからさまざまな意見をいただき、推進していこうというふうに考えております。

また、その取り組みには地域の力というのが欠かせないと考えております。やはり東京などの大都会ですと、かなり地域の絆というものがなくなりつつあるということが言えると思いますが、まだまだ新潟市の場合に残っている部分もございますし、それから、新潟の方の気質といたしますか、外から来られる方についても温かいという気質もございますので、そういった地域の力をますます充実させていこうと考えております。

また、その他、高齢関係だけではなく、障がい者の施策の充実、あるいは来年度から予定されております子ども・子育て新制度といったものもございますので、皆さまにはご負担を掛ける面もあろうかとは思いますが、さまざまなご意見をいただきながら、新潟市の福祉全体を底上げ・発展させていこうと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

短いですが、挨拶は以上とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

(司会)

今回は、委員の改選後、初めての審議会でございます。初めに皆さま方のご紹介をさせていただきますたいと思ひます。私のほうで皆さまのお名前を申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立をお願ひいたします。五十音順ということでございます。

石橋富美世委員でございます。

(石橋委員)

よろしくお願ひします。

(司会)

市井栄吉委員でございます。

(市井委員)

よろしくお願ひします。

(司会)

大竹真理子委員でございます。

(大竹委員)

大竹です。よろしくお願いいたします。

(司会)

川崎徹也委員でございます。

(川崎委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

菊地千以委員でございます。

(菊地委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

小林十三子委員でございます。

(小林十三子委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

小林義昭委員でございます。

(小林義昭委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

斎藤稔委員でございます。

(齋藤委員)

よろしくお願ひします。

(司会)

坂上たん委員でございます。

(坂上委員)

よろしくお願ひいたします。

(司会)

塩田明子委員でございます。

(塩田委員)

塩田です。よろしくお願ひいたします。

(司会)

島崎敬子委員でございます。

(島崎委員)

島崎でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

庄司和義委員でございます。

(庄司委員)

庄司です。よろしくお願ひします。

(司会)

鈴木昭委員でございます。

(鈴木委員)

鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

須田義宗委員でございます。

(須田委員)

須田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

高橋保男委員でございます。

(高橋保男委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

外川幸恵委員でございます。

(外川委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

中島小百合委員でございます。

(中島委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

林豊彦委員でございます。

(林委員)

林です。よろしくお願いいたします。

(司会)

平澤正人委員でございます。

(平澤委員)

平澤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本間則昭委員でございます。

(本間委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

丸田秋男委員でございます。

(丸田委員)

丸田でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

丸山和幸委員でございます。

(丸山委員)

丸山です。よろしくお願いいたします。

(司会)

水倉敬委員でございます。

(水倉委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

みの欣之委員でございます。

(みの委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

村山賢委員でございます。

(村山委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

山田伸子委員でございます。

(山田委員)

よろしくお願いたします。

(司会)

鷺山和雄委員でございます。

(鷺山委員)

よろしくお願いたします。

(司会)

渡辺均委員でございます。

(渡辺委員)

渡辺であります。よろしく申し上げます。渡辺です。

(司会)

以上でございます。

なお、本日、岡田委員、高橋英樹委員、高橋秀松委員は、ご都合によりご欠席でございます。また、野本委員におかれましては遅れていらっしゃるということでございます。

次に、委嘱状の交付でございますが、時間の都合上、大変恐縮でございますが、委嘱状につきましては机上配布ということでお願い申し上げます。ご了承お願い申し上げます。

引き続きまして、事務局をご紹介させていただきたいと思っております。

初めに、仁多見浩 参事、地域包括ケア推進担当部長でございます。

(仁多見参事)

仁多見でございます。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

外山孝幸 福祉総務課長でございます。

(外山福祉総務課長)

外山です。どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

小沢昌己 こども未来課長でございます。

(小沢こども未来課長)

小沢です。よろしくお願いいたします。

(司会)

鈴木緑 保育課長でございます。

(鈴木保育課長)

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

小野秀之 障がい福祉課長でございます。

(小野障がい福祉課長)

小野です。よろしくお願い致します。

(司会)

佐久間なおみ 高齢者支援課長でございます。

(佐久間高齢者支援課長)

佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

川崎泰 介護保険課長でございます。

(川崎介護保険課長)

川崎でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

なお、本日、丸山朋子 福祉監査課長と、大井幸江児童相談所所長は都合により欠席とさせていただきます。申し訳ございません。

続きまして、配布資料のご確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送させていただきましたご持参をお願い申し上げたものがございます。

本日、机上配布させていただきました資料から確認をさせていただきたいと思います。まず、「次第」でございます。続きまして、本日の「座席表」でございます。また、今回の会議におきます「意見について」が1枚となっております。本日の会議終了後に委員の皆さまから何かご意見等いただけるようであれば、後日、この意見の提出用紙、またはメールにより事務局へ提出いただきますようお願い申し上げます。

その他に、本日、障害者権利条約や新潟市障がい者条例に関するシンポジウムのチラシを机上配布をさせていただきます。こちらもお時間のあるときにご覧いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。まず、「新潟市社会福祉審議会条例」および「運営要綱」でございます。次に、A3版の「新潟市社会福祉審議会の組織」でございます。続きまして、「社会福祉審議会委員名簿」でございます。そして、「新潟市地域福祉計画基本理念・基本目標について」でございます。不足等ございましたら事務局にお申し出いただければと思っております。よろしかったでしょうか。

大変恐縮ですが、ただ今、野本孝子委員がお越しになりましたので、私のほうからご紹介させていただきます。野本孝子委員でございます。

(野本委員)

大変申し訳ございません。

(司会)

本日は改選後初めての会議ということになりますので、社会福祉審議会の概要につきまして、事務局よりご説明申し上げたいと思っております。若干お時間をいただければと思っております。

す。

(事務局：外山福祉総務課長)

福祉総務課長の外山です。おはようございます。

それでは、私のほうから、お配りしてありますA3の資料の「新潟市社会福祉審議会の組織」という表に基づいて説明させていただきます。

まず、表の左側のほうになりますが、審議会ということで、「新潟市社会福祉審議会」という枠がございますが、これにつきましては、社会福祉法の第7条第1項におきまして、社会福祉に関する事項を調査審議するため、都道府県、政令指定都市、中核市に、社会福祉に関する合議制の機関として、社会福祉審議会を置くものとされているという根拠に基づきまして、本市においては新潟市社会福祉審議会条例を制定し、本審議会を設置しております。

審議会の調査審議の対象になりますが、社会福祉法第7条第1項では、「社会福祉に関する事項」として、「(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)」と規定されておりますが、本市では、児童福祉に関して社会福祉法第12条における特例によりまして、条例において本社会福祉審議会が児童福祉に関する事項を審議すると規定しまして、本審議会においては児童福祉についても審議することとしております。ただし、精神障害者福祉に関しましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条によりまして、精神保健福祉審議会において調査審議すると規定されておりますので、本審議会からは精神福祉に関する部分については除いております。

ここでありますように、委員としての任期は3年になります。構成として、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者、公募委員の皆さまで構成されております。

審議会には表の中央にありますように、専門分科会というものが設けられております。委員の皆さまにはいずれかの分科会に所属していただくこととなります。専門分科会は新潟市社会福祉審議会運営要綱におきまして、ここにありますように、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の4つの分科会が設置されておきまして、審査する権限・内容につきましては、それぞれの分科会の下のほうに記載されているとおりでございます。

各委員の皆さまの所属につきましては、この後の委員長の選出後、新潟市社会福祉審議会条例第5条において委員長が指名することとしておりますので、委員長選出後に指名されるということになります。

また、右側のほうに障がい者福祉専門分科会から伸びております審査部会、さらに一番下の児童福祉専門分科会から伸びております児童養護部会というものが、それぞれ別途設けられておきまして、権限としてはここにありますように、身体障害者の程度に関する審査とか、児童

相談所の行う措置に関する審査等を行うということで規定されております。

なお、分科会、部会の決議につきましては、添付されております運営要綱の12条及び14条にそれぞれ記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、社会福祉審議会組織内容について説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、議事に移りたいと思っております。今ほど、説明をさせていただきました、新潟市社会福祉審議会条例及び運営要綱の規定に従いまして、進めさせていただければと思っております。

本日は、32名の委員の皆さまのうち29名の委員の皆さまがご出席されております。新潟市社会福祉審議会条例第4条第3項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日の議事「(1) 委員長・副委員長の選出」に移ります。委員長・副委員長の選出は、新潟市社会福祉審議会運営要綱第6条第1項により、委員の皆さまの互選により決定することとなっております。つきましては、大変恐縮ですが、佐藤福祉部長を仮議長として、委員長・副委員長の選出の議事を進めさせていただきますと思っております。皆さま、よろしかったでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、委員長・副委員長選出までの間、佐藤福祉部長が仮議長として進行させていただきます。

(佐藤福祉部長)

それでは、恐縮ではございますけども、委員長選出まで仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員長・副委員長の選出に入りたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、運営要綱第6条によって委員の互選により決めることとなっております。選出の方法は皆さまからのご推薦により行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(庄司委員)

事務局で案がありましたら、お願いしたいと思いますけども。

(佐藤福祉部長)

そうでございますか。それでよろしいでしょうか。

(水倉委員)

よろしいですか。推薦ということなので、もし推薦してよければ推薦させていただきたいと思うんですけども、先の委員会の時でも、委員長なされました丸田先生、医療福祉大学の副学長やってられますし、福祉部門でもかなり豊富な知識をお持ちですので、そのままお願いできればと思いますし、あと、現場サイドの代表として、いろんな福祉部門の運営をされている新潟市社会事業協会の高橋秀松理事長から、ぜひ副委員長として留任いただければと思います。もし推薦してよければそういうような形でお願いしたいと思いますが。

(佐藤福祉部長)

ありがとうございました。事務局の腹案というよりは委員の皆さまから推薦いただいたほうがよろしいと思いますので、いかがでございましょう。他に推薦とかございますでしょうか。

それでは、他に推薦がないようでございますので、それでは、委員長には丸田委員を、それから、副委員長には高橋秀松委員ということでお願いしたいと思います。

高橋委員は本日欠席でございますが、後ほど事務局から本人に連絡したいと考えております。よろしいでしょうか。

－異議なし（拍手）－

(佐藤福祉部長)

ありがとうございます。それでは、委員長決まりましたので、ここからは丸田委員に議長をお願いしたいと思います。

(司会)

皆さま、ありがとうございました。恐れ入りますが、丸田委員、委員長の席のほうに移動をお願いいたします。

それでは、大変恐縮でございます。委員長より一言ご挨拶いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(丸田委員長)

ただ今、委員長に選任をされました丸田でございます。あらためてどうぞよろしくお願いをいたします。

委員長の思いといたしましては、先ほど部長さんからもお話がありましたけども、現在、市

が策定を進めております新しい総合計画の下で、私どもが目指す新潟市の福祉社会の姿、あるいは共生社会の姿というものが、どのような姿を目指せばいいのかということについて、ぜひ委員の先生方と意見を交換したいという強い思いを持っております。どのような方法で、あるいはどのような時期にそのような場を設けることができるかどうかは、今日の段階ではお伝えすることができませんので、事務局と相談をしながら、どこかで委員の方々から意見を聞くような機会をぜひ設けたいと思っております。

与えられた職務あるいは任務を、皆さまの協力を得ながらしっかりと務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

(司会)

大変ありがとうございました。それでは、委員長より議長として議事進行をよろしく願い申し上げます。

(丸田委員長)

では、次第に従いまして議事を進めてまいります。議事の「(2) 各分科会への委員指名」です。各委員の専門分科会への所属につきましては、新潟市社会福祉審議会条例第5条により、委員長が指名することとなっております。事務局のほうから腹案がありましたらお願いいたします。

(事務局：外山福祉総務課長)

それでは、各委員の専門分科会の所属についてご説明いたします。

委員長から説明がありましたとおり、各委員の専門分科会の所属は委員長の指名によることとなっております。委員長からの指名に先立ちまして、各委員の専門分野やご意向を考慮して、ただ今配布の名簿を事務局として作成させていただきました。全ての委員の皆さまのご意向どおりかどうかというのはございますが、事務局としては当初の意向を最大限配慮した名簿となっていると思っております。この名簿により委員長から指名していただきますよう、提案させていただきます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明を受けました。この名簿をもちまして、各分科会へ所属する委員の指名に代えたいと思います。委員の方々からご異議あるいは不都合がなければ、この名簿のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

－異議なし－

(丸田委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、名簿のとおりに指名をさせていただきます。

では、次に議事の「(3) 新潟市地域福祉計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：外山福祉総務課長)

私のほうから、「新潟市地域福祉計画 基本理念・基本目標について」、お配りしてある資料に基づいて説明させていただきます。

まず、概要についてです。現在、各区において地域福祉計画がございますけれども、この計画は平成21年度から平成26年度までの計画期間となっております。今年度で計画期間が終了となります。各区におきましては、平成27年度からの次期計画の策定作業を進めているところであります。これに併せまして、これまで新潟市全体の考え方といいますか、基本理念や基本目標、こういったものがこれまでない中で取り組まれてきておりましたが、このたび、全市的なものを作成する必要があるという意見もあったことから、今回の市全体の基本理念・基本目標を新たに策定することといたしました。ただし、各区において既存計画において地域福祉計画というものが進んでいることから、各区の方向性であるとか考え方、そうしたものを基本的には取り組んでいるということで、この基本理念・基本目標は策定されております。

この地域福祉計画は地域における福祉の課題等に対して、地域の住民や福祉関係者、行政などがお互い協力して取り組んでいくために策定するものでございます。この全市の基本理念や基本目標の期間としましては、各区においても改定される計画期間が今後6年間と想定されていることから、それと期間を合わせるということで策定しております。この策定に当たっては外部委員会の意見を聞きながら進めさせていただきまして、今年の3月から5月にかけて4回の外部委員会を開催し、ご意見を伺いながら作業を進めてきたところでございます。

次に、基本理念・基本目標の文案についてでございます。先ほど言いましたように、既存の各区の計画の基本理念・基本目標を生かす形で、事務局案を外部委員会にお示しし、ご意見をいただきながら修正を加え作成してきた案となっております。また、この案につきましては、現在策定作業が行われている本市の次期総合計画とも、方向性については整合を図っているところでございます。

基本理念の文案ですが、まず、「みんなで創ろう、だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市(まち)「にいがた」」としております。これは、新潟市に住み慣れた方も、新潟市民になったばかり

りの方も、また、これから新潟市で暮らす方も、子どもからお年寄りまで、障がいのある方もない方も、全て誰もが安心して心豊かに暮らせるというような価値観を持った福祉のまち新潟を、市民、地域団体、行政、関係機関を含む、みんなの力で創造していくという考え方を表現したものでございます。

次に、基本目標ですが、4つあるうちの3つ目までは文末に「地域づくり」としております。ここで言う「地域」は単にエリアを指すということではなく、その地域の持つ環境であるとか、コミュニティ協議会や自治会などの組織、さらには住民等を含む意味で用いております。また、担い手や人材の育成についても、こうした地域の福祉を支えるという観点から、地域づくりというものに包含するという考え方にしております。

基本目標の1、「私たちが支えあい、助け合う地域づくり」ですが、行政だけでは解決困難な福祉課題が増えている現状において、その地域に住む私たち市民が主体となって、地域の福祉課題の解決を図っていくため、積極的に支えあい、助けあいに取り組んでいく必要があります。また、取り組む地域をつくり上げていくという考え方を表現した基本目標でございます。ここで言う「私たち」は、基本理念の「みんな」、「だれも」より市民の主体性を強調したものと考えております。

次に、基本目標2、「安心・安全に暮らせる地域づくり」ですが、地域福祉において災害対策に限らず、毎日を安心・安全に暮らせるために、不安をより少なくしていくための仕組みづくりを進める必要があるだろうということで、市民をはじめ、地域、行政、関係機関、関係団体が連携して安心・安全に取り組んでいく必要があります。また、取り組む地域をつくり上げていくという考え方を表現した基本目標でございます。

基本目標3の「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」ですが、持病がある方もない方も、健康な方もそうでない方も、毎日を健やかに暮らしていくために、必要なときには医療や介護サービスを利用することになりますが、医療や介護になるべく頼らずいきいきと暮らせることが理想だということ、地域福祉においても取り組みを進めていく必要があると。また、取り組む地域を作り上げていくという考え方を表現した基本目標でございます。

次に、基本目標4、「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」ですが、当事者だけでなく、行政ほか、関係専門機関を含んだみんなが必要なきに課題解決に必要な情報がいつでも使えるように、情報を共有して、困ったときに相談できるよう、人と人、人と関係専門機関相互に限らず、制度と人や、情報と人を結ぶための、地域にマッチしたネットワークをつくり上げていく取り組みを進めていく必要があるという考え方を、表現した基本目標でございます。

次に、今後の主な予定になりますが、10月までこうしたこの基本理念・基本目標を踏まえながら、各区の委員会で計画案を策定してまいり、11月の策定委員会で計画案の全体を整理・提

示すると。そして、12月にはパブリックコメント、及び市議会への報告を行った上で、1月に最終案を決定させていただきたいと考えております。また、印刷・製本等、配付につきましては2月を予定しております。

新潟市地域福祉計画についての説明は以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。少し補足をさせていただきますと、外部委員会で、私も会議に参加させていただきました。この審議会のメンバーからも委員として参画をしていただきました。活発な意見の交換があり、事務局から提案をされたものをそのまま意見なしとしたわけではありません。

その一つ一つをご紹介するわけにはいきませんが、今、課長さんからお話がありましたことに少し補足をしますと、3つの要素を明らかにしようということが大きな意見でありました。1つは、市民の主体性をどう基本理念の中に織り込むか。それから2つ目は、新潟市の政策の基本的な考え方であり「市民協働」、「協働」という考え方をどのように織り込むのか。そして、冒頭、私のほうで少し挨拶に触れさせていただきましたが、私たち新潟市民が、どのような福祉社会なり、どのような共生社会を目指すのかという、目指すべき福祉社会がイメージできるような、そういった要素を織り込めないだろうかというようなところが大きな論点となりました。それらを踏まえて、事務局からの案に対して修正意見を届けさせていただいて、最終的に行政のほうでご判断をいただいた文案が今、皆さんのところにお示しをされているものであるということをご理解をいただきたいと思います。

この後、少し時間的に余裕がありますので、基本理念・基本目標に対するご質問、それから、ご意見がありましたらいただきたいと思います。いずれにしましても、この場でもって審議し了承を得るというものではありませんので、行政のほうで整えました文案についてご説明をさせていただき、そして質問をお受けし、ご意見等があればご意見を承るという取り扱いをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。では、林委員、お願いいたします。

(林委員)

新潟大学の林です。その市民の主体性、協働、それから、共生社会のイメージと、非常によくわかるんですけど、私が今、ITサポートセンターで障がいのある子どもたちとも関わってきたんですね。今日、たまたまこの権利条約のパンフレットがありまして、市民の主体性というためには、まず、きちんとあらゆる障がいを持っている人たちが自己決定できるというのが大前提だと思うんですね。

ところが、ご存じのように、多くの知的障がいの方はそういう機会が奪われているケースが非常にあるんですね。今回特に権利条約の批准、この前サインをされたみたいなんで、そういう障がい者の自己決定と、それから、ウィーン条約にもありますように、人権と基本的自由というのは不可分なんだ。ですから、こういうものは障がい者も入って決めようというのが基本的考え方ですね。

助け合い、支え合うというのは非常に美しい言葉で、日本人のメンタリティーに訴えるんですけど、下手をすると主体性が失われる可能性があるんですね。みんなで支えればいいんじゃないか。

一例なんですけど、ある学校で「コミュニケーションエイドを使ってください」と、私頼みに行った。先生が何と答えたかという、「うちのクラスはみんなで助けているんです」という言葉が返ってきますね。それは恐らく悪意を持って言っているわけじゃないと思うんですけど、私に言わせると「じゃあ、あなたはこの子に一生ついていきますか」と言いたくなるんですね。つまり、コミュニケーション能力を育まないでみんなで助け合うというのは、非常に危ない面もあるんだということ。ということは、やっぱり基本理念の一つに、やっぱり障がい者が主体性を持って自己決定をできるような社会をつくるというのも、どこかにちょっと感じさせるような、ちょうど権利条約の批准というのがありますので、そういうのがあると私としては良かったかなと。これは単なる意見です。ありがとうございました。

(丸田委員長)

わかりました。ありがとうございました。

今のようなご意見をいただければ幸いです。はい、お願いいたします。

(小林義昭委員)

小林と申します。「みんなで」だとか、「みんなで支え合う」という、今、林さんが言われたように、最近市の言い方としては非常にこういう言い方が増えているんですね。確かに、お互いが、あるいは家族が助け合うというのは大事なことだし、小さいことはそこから出発をしなければならんと、そういうふう思うんです。

しかし、一般、我々市民と、その市民から税金を取って行政を執行している市とは、おのずから「みんな」の中身が、市も「みんな」じゃないとは思うんですよ。そういたしますと、この中に当然、市の責務というのがうたわれていないんですね。例えばみんなの暮らしを支える情報の共有と言われても、情報を一番持っているのは市なわけですから、それは私たちの支え合いと、市が税金を取って行う福祉施策だと、おのずから違うわけですから、市の責務というのがもう少しうたわれないと、やっぱりそれは市民一人一人も、市もこういう形で頑張ろうと思

っているし、我々も頑張るといふようにはならないと思うんですね。

特に市の責務というのがきわめて大きいものがあると思いますが、どういう議論がそれはされたものなんでしょうか。

(丸田委員長)

ありがとうございました。もう何人かの方からご意見をいただきながら、後ほど事務局のほうからコメントをいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(須田委員)

須田と申します。よろしく申し上げます。

こちらの基本理念、拝見しまして、率直に感想というか、意見ではないかもしれませんが。読ませていただいたときに、ここにどこに新潟があるのかなというのが率直な感想を持ちました。福祉という言葉に含まれる一般的なイメージの言葉が並んでいるに過ぎないといひましようか、これで何がどう起こるのというのが全くわからないというのが率直なところで、地域包括ケアシステム等が今後始まる中で、また新潟市という政令指定都市が今後どう越えていくのかというのが注目される中で、冒頭、部長さんからも地域包括ケアの中での新潟という土地に住む、地域の密な関係というか、そこが新潟の一つの強みというようなイメージでお話をされたかと思うんですが、そういったものが、じゃあ、この基本理念の中に見えるかということ、ちょっと逆にまた見えなくなっているような気がいたします。むしろその強みをこういうふうに生かしていくんだというものが、理念ないしは目標の中に含まれていくことで、新潟はこうやるんだというような、まさに市の計画というような表現になっていくのかなというような印象を受けました。以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では、この辺で、課長さんから今ほど出たご意見なり感想に対するコメントをいただければと思います。また、基本理念・基本目標、その下に今度は基本的な施策なり、実施計画が整えられていくんだらうと思いますが、併せて、ご説明いただければと思います。お願いいたします。

(事務局：外山福祉総務課長)

福祉総務課の外山です。

では、まず林委員からありました、障がい者に関する部分において、もう少し自己決定の部

分というものが明記されてもいいのではないかという話がありました。確かにそのとおりだろうとは思いますが。ただ、ここではあくまでも地域福祉という観点の中で、地域の中で暮らしていくためにどんなことがあればいいのかという、もしくはどんな体制がとられていることが、それぞれ暮らす方々にとっていいのかということの視点というのが強いというふうに考えております。

先ほど言ったようなものは、本来、行政としてやるべきもの、そうしたものにきちんと取り組むということの中で本来解決されるべきものではないかと考えております。説明した、ここではあくまでも地域で暮らしていくためにということの中でのということでございます。

ただ、意見としていただきましたので、これについても現在作業を進めております区のほうにも、こういった意見があったというようなことは伝えていきたいと考えております。

次に、小林委員のほうから、行政においては最近こういうふうな、「みんなで支え合う」というようなことの中で、行政が出てくる部分が恐らく少なくなってきたのではないかとというようなことであろうかと思っております。

ただ、これも先ほどと同じ説明になりますが、あくまでも地域の行政だけでは解決できない課題であるとか、身近な課題等に対して、どういった形で支え合っていくのかというようなことに、視点を置いた計画と考えております。ですから、福祉のいろんなものが行政が手を引くことでは全然ないと。地域で暮らしていく中では、やはりそうした地域にある力も借りていくことが必要なんだということで、そうした考えが強く出されていると考えております。

次に、須田委員のほうから、どこに新潟があるのかわかりにくいというふうな、いただきました。確かに全体のその言葉だけを見るとわかりにくいのかなというのはございます。ただ、地域福祉というのはやはり地域で暮らすという中で、総合的な部分でありまして、想定されるものがみんなどう対応していくのかというようなことになりますと、こういった表現にならざるを得ないのかなということで、これについては全市で作っておりますが、先ほど説明でも言いましたように、本来、各区で作っている地域福祉計画において、各区が自分たちの抱える課題をどういうふうに解決するために、区の地域福祉計画を作るのか。そういった中で、この全市的な共通の理念を使っていたきたいというふうに考えておりますので、そうしたことも各区のほうには伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただ今の課長さんからのコメントに対する、またご質問なりご意見があればお願いいたします。

(小林義昭委員)

長くやるつもりはありませんけど、今の説明を聞きますと、ますます私と少し考えが違うんだと思うんです。もちろん市役所はこういう形で頑張るし、そこの市役所の足りないところを地域や、それから市民の皆さん方も一緒に頑張ってくださいというのがなければだめだと思うんです。今の説明を聞くと、市役所はもちろんだからというので、地域の皆さん方を含む課題だからというので、これだったら市の責務というのは全然、しかもこれは基本理念・基本目標ですよ。その中から、その基本的なところが飛んでいるというように、私は相当違和感というよりも違うなというふうに、私の考えと違うと思います。

(丸田委員長)

どうでしょうか。私が説明をするのがよろしいのか、それとも今日、学識の先生方もいらっしゃると思いますので、鈴木先生なり、島崎先生からご発言をいただいたほうがよろしいのでしょうか。

と言いますのは、市の最上位計画であります総合計画がありまして、分野ごとに子どもの計画、障がいの計画、といったように縦に行政計画があるわけです。その分野ごとの行政計画に横ぐしを刺すような形でもって、地域福祉計画の位置づけがあります。その地域福祉計画の主体は誰かと言いますと、法律の上では地域住民であり、それから、社会福祉事業等を経営するものであり、そして、NPOやボランティア団体であると。この3つの担い手を支えていくのが自治体の責務である、となっています。

従って、今、課長さんのほうでご説明をされたのは、まさに法律の目的が何であって、計画の位置づけがどういう計画の位置付けにあるかということ、ご理解いただいているという前提の下でコメントがあったというように受け止めています。あらためて鈴木先生なり、島崎先生のほうでコメントがありましたら、お願いをいたします。どちらがよろしいでしょうか。鈴木先生、お願いできますか。

(鈴木委員)

鈴木でございます。「地域づくり」という言い回しのところに、まさに地域福祉計画の理念があって、新潟らしさも盛り込まれているんじゃないかと考えております。

私、以前、西区の福祉計画を作るときに一緒に作業をしましたけれども、区で作る計画を区の歴史や文化、特性を尊重しながら、しかもそれを今度は、このように各区で独自につくられた8区それぞれの計画を全市でまとめていくということになるわけです。地域福祉の土壌を豊かなものにしていくには、先の区ごとの地域福祉計画策定で用いられたこのような手法は非常に大切なんじゃないかと思っております。

今、委員長がおっしゃったように、国が示した地域福祉計画を作るときのマニュアルの最初に、国民への呼び掛けの文章がありますが、あれはまさに、ただ今のご説明にあったような形で皆で作っていく、主体はそこに住む市民、住民なんだというような形で始まる呼び掛けなんです。今回の計画もそういう考えに立脚して作られた計画、苦勞されて作られた計画だと思って説明をお聞きしました。

そこから先、私の個人的に関心のあるテーマでもあるのですが、もう少し意見を申し上げます。今、地域が変わってきている。人と人との絆が薄れてきている。じつはこのような変化は1970年代頃からすでに始まっていると考えています。今またいろんなことが言われているわけです。「ソーシャルキャピタル」という言葉がございます。このような地域の変容は、人とのつながりからみていきますとソーシャルキャピタルの目減りともいえると思います。地域福祉計画のねらいは、この目減りしてきている「人と人との相互互惠と信頼に基づいたネットワーク」をあらためてつくっていくということだと考えています。まさに市民が主体になって自分たちでつくっていく、自分たちの計画がそういう役割をになっているということなんです。

そこからじゃあ、行政はどんな役割果たすのかということにまた意見が出てきそうなんですけれども、行政も含めて、市民が自分たちの問題として関わって作っていく計画というのは、自分たちで決める、自分たちが主体的に参画していくという地域社会の実現につながっていく。別の言い方をしますと、何でもかんでも行政に頼っているんじゃなくて、私たちが主体になって、私たちの住んでいる地域を最適状態に自分たちでつくり上げていく、その一員だということをお互いが確認していく作業がこの計画を作るときの意義でもあるんだと思うんです。

そういう意味でもう一度申し上げますけれども、相互互惠、お互いさまで、信頼に培われたネットワーク、まさにこの目標4では、ネットワークづくりと書いてありますよね。1、2、3の目標を達成していくためには、ネットワークづくりが何よりも欠かせない。

そのネットワークづくりも、昔からの隣近所だけのいわゆる地理的な自然発生的なつながり、もちろんそれは強化していかなくちゃならないわけですね。だけど、そうはいったって、みんな一人一人の個人の生きていく流儀があるじゃないかと。そのときに隣近所だけの五人組というようなことだけ強調されても、それに対してまた少しちょっと違うなという感じもお持ちの方もいるかもしれませんね。

そういう意味では目減りしてきている人と人と、隣近所との地理的なつながり、関係を少し補い補強する形で出てきているのが、デバイズドネットワーク（devised network）といいますか、新しいつながりの地域社会をつくっていく。私たちがいろんな知恵と工夫を出し合って、新しいネットワークをつくっていきましょう。自然発生的な隣近所の地理的なネットワークを強化していくことはもちろんでございましてけれども、あらためていろんな協会型、アソシエーション型のネットワークをつくっていきましょう。その具現化がこの地域福祉計画だと私

は思っています。この基本理念が、ご説明いただいた文案として示されたものと思ってお聞きしておりました。非常に長くなって恐縮でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

(渡辺委員)

この際、理念で基本目標がわかればそれも結構なんですけれども、我々、逆に総合計画、福祉だけじゃなくて、建設や環境、いろんなもので今作っているわけでありましてけれども、やっぱり少子高齢化という問題がもう全てに掛かってくるわけです。その中で、本当にみんなで支え合うと、これも行政も含めて全てに含めて、みんなで助け合わなきゃいけない。それから、例えば分科会ももちろん細かく違うわけだし、それぞれの区によっても違うわけだし、この理念とかそういうものは本当に最大公約数みたいな形で、長くなるならやる必要もないのかなど。私もいろんな立場でこういう理念とかああいうのを作るケースあるんですけれども、ちょっとそう思いますので、一言、簡単に。

(丸田委員長)

ありがとうございました。よろしいですか。では、島崎委員からお願いいたします。

(島崎委員)

島崎でございます。新潟市に地域福祉計画がこれまでなかったということについて、やはり市民が問題意識を持って考えながら、この計画に関心を持って作るプロセスに関わっていくということが大事だろうなと思います。

これまでさまざまな計画作りがありました。各区の地域福祉計画、地域福祉活動計画には取り組んできたという経過があったと思いますが、市自体がそれを持ちえなかったという部分についてのことで、区が計画作りを作る段階で、それに向けてのやはり一つの考え方といいますか、願いといいますか、思いを持ちながら作っていくという作業が大事かなとも思います。

ぜひ市の計画作りには期待したいと思っております。

あと、障がい関係のところの問題意識を持って言いますと、私を抜きに私たちのことを決めないでというのが、障がい者の権利に関する条約のテーマです。障がいがある当事者を抜きに当事者である私たちの施策について、いろんな地域のあり方についても決めないでということがありますので、そういう意味では、市民の主体性や協働、あるいは福祉社会、共生社会とは何だろうかというようなイメージをという、丸田委員長がご説明された3点について、やはり

当事者抜きに当事者のことを決めないでという視点を持って、地域一人一人が、住民一人一人が自分たちの足元の課題に気づき、解決していく力をやっぱり持つていくということが、言い尽くされたことですが、そうですし、それがやはり多様な構成メンバーで作られている地域、林委員もおっしゃいましたが、やはり障がいのある子どもたちへのプレジョブですとか、例えば新潟市の独自の取り組みですとか、あるいはこれからの条例、条約づくりというところもやはりありますし、ひきこもりの問題ですとか、道德の問題、虐待問題、いろんな地域にある個別の課題をやはりきちっと明確にしていくという。それにその地域を構成するメンバーがどう関わっていくか。どう信頼関係を構築していくかということだと思しますので、そういう部分に障がいがあるということで、あるいはうちの中に閉じこもっている人たちが、高齢者だからといって意見を述べる機会がないということがないようにということを、やはり願っております。

以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。質問・意見は出尽くしたという状況ではありませんが、先ほど渡辺委員からもご意見がありましたとおり、この辺で次に行きたいと思えます。新潟市の社会福祉施策に関するご意見、さらには、ただ今事務局からご説明を申し上げました地域福祉計画に関するご意見等がありましたら、お手元の意見提出用紙で、9月10日までにファクシミリあるいはメールでお届けをいただきたいと思えます。意見につきましては事務局ともども、しっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

この後、分科会が予定をされておりますので、どうしてもというご発言がなければ……。はい。では、小林委員のほうから。少し短めにお願いできればと思えます。

(小林委員)

すいません。この審議会のあり方についてちょっとお聞きしたいんですけど、前回、私、高齢者福祉専門部会に所属して、高齢者計画を都合6～7回なんですか。10時間以上にわたって議論をしてまいりました。それなりの結構、公募の委員からも意見が出たわけですけど、結果的にはこの条例の中にもあるように、審査審議をするものという。その結果を行政が受けるか受けないかというのは別に拘束されていないんですよ。10時間に及ぶ皆さんの意見をしたので、この専門部会で議論されたことというのは一言一句反映されなかったんですよ。

ですから、それは丸田委員長にもお聞きしたいんですけど、ここに出された意見がどういう形で市は考えて、それはこういう形で反映するようになりたいとか、あるいはここはこうだと、これからいろんな計画が作られていくとは思いますが、その辺のところを、佐藤部長の考え

等、ちょっとお聞きしたいんです。

(丸田委員長)

よろしいですか。では、お願いいたします。

(佐藤福祉部長)

各分科会でその分野についていろいろご意見をいただくということは、今後も当然あると思っております。分科会としまして、意見が集約という形でなったものについては、当然我々は最大限尊重させていただくということで、当然、こういった意見についてはこうしましたという形のものは、各委員の皆さまにお伝えしていく必要があると思っておりますので、今後はそのような形で取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

(小林委員)

それは確かに結果的に、座長もどうですか、あるいはその意見言った人たちがこれを諮ってくださいというのは、そういう形ではしませんでしたよ。しかし、市民のパブコメを求めるときには、そのパブコメについては、そんなに大きな違いはないけど字句の訂正にしろ、では、どれだけの手続きがされて、パブコメをじゃあ、受けて直すんだか、やっぱりそれは役所がもう少し、市がやっぱりそういう声が出たんだったら、これは貴重な意見だから受けて、こういうふうにしたいだとか、あるいはこれは今までどおりでいいんじゃないですかというのが、丁寧な説明があってしかるべきだと思いますけど、手続き上の決議がされたか、されないかという問題じゃない。一人一人がみんなそんなつもりでここに出てきているわけじゃなくて、意見が言ったのが少しでも市の政策に反映されると思って、善意を持ってみんな出てきているわけですから。

(丸田委員長)

わかりました。今の小林委員のご意見につきましては、委員長であります私が一旦受け止めさせていただいて、事務局と相談しながら、審議のプロセスと、その結果の一定のジャッジに対して、より丁寧な説明を各委員の方々にできるように十分配慮しながら、改善に向けた努力をしてまいりたいと思っておりますので、そのようにご理解いただけますでしょうか。

ありがとうございました。では、全体会議はここで終了させていただきます。この後は民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会を開催をしていただきます。

以上をもちまして、本日の第2回社会福祉審議会全体会議を終了させていただきます。ご協

力ありがとうございました。感謝申し上げます。

(司会)

皆さま、大変お疲れさまでございました。引き続きまして、専門部会の会場についてご案内いたします。民生委員審査専門分科会の会場は、こちらの会場でございますので、そのままお待ちいただければと思っております。

障がい者福祉専門分科会の会場は6階、この上の階でございます。第2委員会室というものでございます。小野障がい福祉課長がご案内をさせていただきます。

続きまして、高齢者福祉専門分科会の会場は、同じく6階の第3委員会室となります。佐久間高齢者支援課長がご案内をさせていただきます。

児童福祉専門分科会の会場は同じく6階の第4委員会室となります。小沢こども未来課長がご案内をさせていただきます。

それでは、皆さま、大変恐縮でございますが、各分科会の会場まで移動のほうをお願い申し上げます。なお、駐車券のほうは分科会終了後にお返しいたしますので、その旨、ご了承くださいと思っております。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。